

仕様書

1 業務名

「ちょうどいい旅、ふくしまステイ。」観光推進事業業務委託

2 委託期間

契約日～令和7年1月31日

3 委託場所

福島市の指定する場所

4 目的

福島市の首都圏から新幹線で90分というアクセスの良さ、日帰りでも宿泊でも楽しむことができる環境、一人でも友人とでも家族とでも楽しめる観光素材の魅力を、「ちょうどいい旅、ふくしまステイ。」として「遊んでもいい」「食べてもいい」「癒されてもいい」をキャッチフレーズにプロモーションし、本市への誘客及び周遊促進を図る。

5 本事業のターゲット層

首都圏在住者並びに首都圏に滞在する訪日旅行者

6 本事業委託のKPI

(1)首都圏からの観光客入込数 216万人

※本市全体の観光客入込数は、発注者から提示する。本市観光客の首都圏比率については、アンケート等を実施し推計すること。

(2)「ふくしまステイ。」関連動画の視聴回数 35万回

※下記7(1)②に記載のWEBプロモーションの広告配信により達成すること。複数動画を広告配信した場合、回数はすべての動画の視聴回数の総計で差し支えない。

(3)首都圏からの宿泊者数 66万人

※本市全体の宿泊者数は、発注者から提示する。本市宿泊者の首都圏比率についてはアンケート等を実施し推計すること。

7 委託業務内容

(1)「ふくしまステイ」誘客プロモーション事業

① パンフレット制作

ア 「ふくしまステイ」の既存パンフレットの増刷

・部数 10,000部

- ・規格 B5版14ページ以上
- ・編集 既存の掲載記事修正や若干の入替えを行うこと
- イ 「グルメガイド」の既存パンフレットの増刷
- ・部数 5,000部
- ・規格 B5版10ページ以上
- ・編集 既存の掲載記事修正や若干の入替えを行うこと
- ウ 「ふくしまステイ」(英字)のパンフレット制作
- ・部数 10,000部
- ・規格 B5版14ページ以上
- ・編集 記アをベースとしながら、訪日旅行者に訴求できるコンテンツの入替えや構成変更、英字翻訳を行うこと

② WEBプロモーション

- ア Google・SNS等のデジタル媒体を使った効果的な広告配信を行うこと。なお、YouTube広告は必須とする。
- イ YouTube広告配信の際は、以下の動画または新たに作成した動画を活用すること。
 - 「ちょうどいい旅、ふくしまステイ。」-夏旅(ショートver.)-
<https://www.youtube.com/watch?v=qdsUWX5dkQ0>
 - 「ちょうどいい旅、ふくしまステイ。」-女子旅-(ショートVer.)
<https://www.youtube.com/watch?v=aim4FVntZxM>
- ウ ターゲットは首都圏在住者とするが、広告媒体に適した詳細なターゲットを選定すること。(例)首都圏在住のファミリー層、首都圏在住の女性等
- エ 広告素材は適宜制作をすること。
- オ 広告時期は夏期および冬期を必須とし、誘客につながる効果的な期間を設定すること。
- カ 広告のリンク先はランディングページまたは「福島市観光ノート」とすること。

③ オフライン広告

- ア 交通広告やシネマアドバタイジング等の効果的なオフライン広告を実施すること。
- イ 首都圏の主要なエリアを選定し、効果的に露出すること。
- ウ 広告素材は媒体やターゲットに合わせたものを制作し、訴求効果を高めること。
- エ 広告時期は冬期を必須とし、誘客につながる効果的な期間を設定すること。

(2)「ふくしまステイ」満足度向上事業

① 観光誘客キャンペーン

- ア 観光客向けの周遊促進キャンペーンを実施すること。
- イ 実施期間は冬期とし、市内飲食店や観光果樹園、観光スポットの周遊を促す内容とすること。
- ウ キャンペーンにかかる販促物等を制作すること。
- エ 誘客するためのプロモーションを行うこと。
- オ キャンペーン参加者がSNS等で発信したくなるような工夫をすること。

②「ふくしまステイ」プラン造成

- ア 旅行商品を造成し、販売すること。
- イ 「福島わらじまつり」を組み込んだ旅行商品の販売をすること。なお、近隣エリアの観光コンテンツと組み合わせるなど、販売数を増やすための工夫をすること。
- ウ 販売にかかる調整を行うこと。
- エ 販売数について実績報告を行うこと。

(3)その他、効果的な首都圏向けプロモーションを提案すること。

(4)業務内容全体に係る留意点

- ① 毎月1回以上、業務の進捗とスケジュールについて書面で報告した上で、発注者と打ち合わせを行うこと。
- ② 本事業のターゲット層を業務担当者等に配置し、プロモーションツールや商品に反映させること。

8 本委託の実施上の留意事項等

(1)実施体制・業務主任等

- ① 受注者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- ② 受注者は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、市との協議や打ち合わせ等に参加させること。
- ③ 受注者は、各事業実施における主たる責任者を定め、市担当者との緊密な連絡と十分な打ち合わせを行うこと。

(2)委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、本事業の実施における福島市職員の旅費及び市が行う広報経費等は除く。

(3)仕様の変更等

受注者が、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ市と協議し、承認を得ること。

(4)業務内容の数量未達の場合の対応

委託業務の内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、協議の上、同等の内容・活動に変更する、又は委託料の減額を行うものとする。

(5)仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて協議して定めるものとする。

(6)その他

- ① 本業務の実施に当たり、法令等の許可、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- ② 本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。
- ③ 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、発注者に適宜連絡すること。

9 成果物

成果物は次のとおりとする。なお、本業務により収集したデータ、写真、文書等の著作権(著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む)は福島市に帰属するものとする。

(1)実績報告書

業務終了後10日以内に本業務の実施内容を記載した実績報告書をA4サイズで作成し、紙媒体及びデータで提出すること。実績報告書には、事業に係るデータを含めること。

(2)その他、発注者が必要と認める資料

10 守秘義務

業務上知り得た一切の事項については、他に漏らさないこと。発注者が提供した資料及び情報を第三者に提供し、目的外に使用しないこと。

特に、個人情報に関しては、収集を行う際は、当該業務の目的を達成するための必要な範囲内で適法かつ適正な方法により行い、業務により知り得た個人情報については、漏えい、滅失または毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

11 特記事項

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、発注者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

12 所管課

福島市 商工観光部 観光交流推進室

電話:024-572-5718

E-mail:kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp